

随意契約理由書

1 業 務 名	Hi-TeLus 端末運用管理業務（2025 年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	本業務は、阪神高速道路株式会社（以下、「当社」という。）の社員が、社外から受発注者間で工事情報等を共有するためのシステム Hi-TeLus を利用するためのモバイル端末について、当該端末利用のための端末機器設定、利用認証設定及び運用管理等を行うものである。 本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、当社の総合情報システム群とその仕様に精通し、情報システム群の連携を行う能力を有した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。 阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社が運用する総合情報システムの運用状況、その他すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、本業務に求められる要件である特殊な知識（総合情報システム群とその仕様の熟知）、能力（情報システム群の連携）及び実績を有し、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。 よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定により随意契約とする。 阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定による。